

社会福祉法人むつき福祉会

役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人むつき福祉会（以下「法人」という。）の理事及び監事、評議員、第三者委員、評議員選任・解任委員（以下「役員等」という。）の報酬及び費用弁償について必要な事項を定めることを目的とする。

(理事会及び評議員会への出席報酬)

第2条 理事が理事会に出席したとき、および評議員が評議員会に出席したときは、別表1により報酬および費用弁償を支払うことができる。

(役員等の勤務報酬等)

第3条 理事長に対しては、別表2により報酬および費用弁償費を支払うことができる。なお、第2条の理事会への出席報酬等は、支給しないものとする。

2 理事が、理事会以外の日において、理事長の命を受けて法人業務及び施設運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬および費用弁償費を支払うことができる。

3 交通費の実費が、費用弁償費を超える場合には、その実費とする。

(監事の報酬等)

第4条 監事が、理事会に出席したときは、別表1により報酬および費用弁償費を支払うことができる。

2 監事が、理事会以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会いおよび運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表2により報酬および費用弁償費を支払うことができる。

3 交通費の実費が、費用弁償費を超える場合には、その実費とする。

(第三者委員の費用弁償)

第5条 第三者委員が第三者委員会への出席、調査への立会い、その他必要な業務を行った場合は、別表2により費用弁償費を支払うことができる。ただし、報酬は支給しない。また、交通費の実費が、費用弁償費を超える場合には、その実費とする。

(評議員選任・解任委員会の費用弁償)

第6条 評議員選任・解任委員会委員が評議員選任・解任委員会への出席、その他必要な

業務を行った場合は、別表2により費用弁償費を支払うことができる。ただし、報酬は支給しない。

(出張旅費)

第7条 役員等が、法人業務のために出張する場合は、別表3により報酬および旅費を支給することができる。

(適用除外)

第8条 施設の職員を兼務する役員は、この規程を適用しない。

(改正)

第9条 本規定の改正は、理事会の議決を経なければならない。

附則 この規則は、令和2年3月26日から施行する。

別表1

| 名 称 | 種別 | 報 酬 | 費用弁償費 |
|-----------|----|-----|--------|
| 理事会出席報酬等 | 日額 | 0円 | 5,000円 |
| 評議員会出席報酬等 | 日額 | 0円 | 5,000円 |

別表2

| 名 称 | 種別 | 報 酬 | 費用弁償費 |
|----------------|----|----------|--------|
| 理事長業務報酬 | 月額 | 400,000円 | 0円 |
| 理事業務報酬等 | 日額 | 8,000円 | 2,000円 |
| 監事監査指導報酬等 | 日額 | 15,000円 | 2,000円 |
| 第三者委員費用弁償 | 日額 | 無報酬 | 2,000円 |
| 評議員選任・解任委員費用弁償 | 日額 | 無報酬 | 2,000円 |

別表3

| 名 称 | 種別 | 報 酬 | 旅 費 |
|---------|----|---------|---------|
| 報酬および旅費 | 日額 | 15,000円 | 旅費規程による |